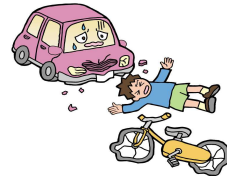


◆交通事故相談所のご案内◆

「車社会」の中で生活している私たち。交通事故は、予期せぬときに発生します。もし、交通事故に巻き込まれたらどうすればいいか、みなさんはご存じですか？

損害賠償などについて双方の主張が食い違っていたり、無理難題を言われたり…そんなことでお困りの方に、滋賀県では無料・相談内容秘密厳守で、交通事故相談を実施しています。専門の相談員が親切に相談に応じますので、お気軽にご相談ください。

- ◆滋賀県立交通事故相談所 大津本所
大津市松本1丁目2-1 大津合同庁舎3階
TEL 077-528-3425 FAX 077-528-4918
※面接相談・電話相談：月曜日～金曜日



- ◆滋賀県立交通事故相談所 彦根分室
彦根市元町4-1 湖東合同庁舎2階 TEL 0749-27-2230
※面接相談：火曜日・木曜日 ※電話相談：月曜日～金曜日

＜土・日・祝日・年末年始は休み 9時～12時および13時～16時まで＞

*巡回相談：電話で予約してください。お近くの県の合同庁舎へ相談員が外向きます。日時、場所等詳細は各交通事故相談所へお尋ねください。

★交通遺児にご支援を★

公益財団法人『おりづる会』は、交通事故で親を亡くされた交通遺児に対し、経済的な支援等を行う団体として、昭和45年に設立され今年46年目です。

『おりづる会』では、主に次の事業を中心に子どもたちへの支援を行っており、これらの事業は、皆様方の善意の寄附により支えられています。

交通遺児のために、皆様の温かいご支援をお願いします。

○経済援護事業 (いずれも返還の義務はありません。)

- ☆小・中・高校へ入学される方への祝金や中学卒業後就職される方への就職仕度金を支給しています。
- ☆新入学給付金や就職支度金の支給対象とならない方へは、学年進級支援金を支給しています。
- ☆高校卒業時に卒業祝金を支給しています。
- ☆小・中・高校生に奨学金を支給しています。



○厚生援護事業

- ☆学校の休みの日を利用して『夏のレクリエーション』を実施しています。(今年度は、7月9日に「神戸どうぶつ王国」への体験活動を実施しました。)
- ☆遺児家庭、関係者等が一堂に会し、『クリスマスのつどい』を開催しています。(今年度は、12月3日に、琵琶湖ホテルで実施しました。)

○広報事業

- ☆年2回機関紙を発行し、本会の催しなどを紹介しています。



公益財団法人 おりづる会

【連絡先】大津市京町四丁目1-1 県庁内 【電話番号】077-528-3682 (直通)
☆ 寄附のご協力をお願いします ☆ 各市町、警察署、教習所に募金箱を設置しております。
銀行からのお振込もしていただけます。【振込先】滋賀銀行県庁支店・普通預金
126751 → 専用の振込用紙をご利用いただくと、振込手数料が免除されます。